

オンライン請求の原則義務化

令和6年4月1日以降は、保険医療機関・薬局(以下、保険医療機関等)が行う療養の給付費等の請求は、オンライン請求により行うものとされている。

オンライン請求を行う保険医療機関等による返戻再請求については、令和5年4月以降、原則としてオンラインにより行うものとされており、令和6年9月末には、これらの施設に対する紙媒体での返戻レセプトの送付を廃止することとなっている。そのため、オンライン請求の開始にあたっては、併せて返戻再請求についてもオンラインで行うことができるよう、レセプトコンピュータ(以下、レセコン)のシステム事業者を確認を行う必要がある。

また、オンライン請求を行う保険医療機関等に送付している増減点関連通知および支払関連帳票等の諸書類については電子化が進められており、順次オンライン請求システムの「各種帳票等」のページからダウンロードできるよう対応が行われている。令和6年9月末には、オンライン請求を行う保険医療機関等へのこれら諸書類*1の紙媒体での送付も廃止されることとなっているため、併せて対応する必要がある。

*1：社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)および一部の国民健康保険団体連合会(以下、国保連)における出産育児一時金関係帳票等を除くが、その後については、審査支払機関ごとの対応状況をふまえて適切に対応する必要がある。

1. 光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関等の対応

1) 令和6年4月以降

令和6年3月まで光ディスク等を用いた請求を行ってきた保険医療機関等は、オンライン請求への移行期間として、特段の届出を行うことなく、4月以降も光ディスク等を用いた請求を継続することができる。こうした施設については、令和6年9月末までにオンライン請求への移行を進め、オンライン資格確認を導入したすべての保険医療機関等がオンライン請求に移行することが目標とされている。

2) 令和6年10月以降

上記1)の令和6年9月まで光ディスク等を用いた請求を行う保険医療機関等のうち、令和6年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続しようとする施設は、あらかじめ審査支払機関に対して、その旨の届出およびオンライン請求への移行計画書を提出する必要がある(1年更新制)。届出書および移行計画書の様式は「様式第1号」(4頁参照)のとおりで、「医療機関等向け総合ポータルサイト」に開設するフォーム(令和6年4月頃開設予定)から提出する。令和6年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合には、令和6年8月31日までに提出が必須である。

※やむをえない事情により、フォームからの提出が困難である場合には、紙媒体の猶予届出書を支払基金本部事業統括部事業サポート課および国保連のいずれに対しても提出する。ただし、紙媒体による提出を行った場合、内容の不備等にかかわる確認処理にとくに時間を要する可能性があることに注意する必要がある。

2. 書面(紙レセプト)による請求を行っている保険医療機関等の対応

令和6年3月まで書面による請求を行っている保険医療機関等については、あらかじめ審査支払機関に対して書面による請求が認められることとなった、当初の要件(以下の①または②)に合致している旨の届出を行った場合に限り、引き続き、書面による請求を行うことができる。

①レセコンを使用していない保険医療機関等

②保険医療機関である診療所のうち、電子請求の義務化時点(平成23(2011)年4月1日)において常勤の保険医の年齢が65歳以上であり、その旨を期日までに届け出たもの(歯科診療所の場合、レセコン使用の有無にかかわらず、もっとも若い勤務医の生年月日が昭和21(1946)年4月1日以前)

届出書の様式は「様式第2号」(5頁参照)のとおりで、必要な記載を行ったうえで、支払基金本部*2および国保連のいずれに対しても提出が必要である。令和6年4月以降も書面による請求を継続する場合には、令和6年2月29日までに提出することが必須である。

*2：支払基金本部の送付先 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号 社会保険診療報酬支払基金 事業統括部事業サポート課 行なお、封筒の表面には、赤字で「猶予届出書在中(紙レセ)」と記載する。

**現在オンライン請求を行っておらず
令和6年3月31日までに移行できない場合の対応**

	～令和6年3月31日	4月1日～9月30日	10月1日～
光ディスク等による請求	→ 8/31	→ 8/31	→
	届出なく4月以降も継続可能		10月以降も継続する場合には、 8月31日までに届出 (1年更新制) オンライン請求移行計画書の添付
書面による請求 (電子請求の免除対象) ・レセコン未使用 ・高齢歯科医師等	→ 2/29	→	→
			4月以降も継続する場合には、 2月29日までに届出

3. その他の関連事項

1) 請求命令附則第4条第5項の改正

請求命令附則第4条第5項の取り扱いについて、今回の改正にともない所要の見直しを行い、オンライン請求の実施が困難な事情として、以下の第1号～第5号の区分に掲げる事情に該当することが個別に認められる保険医療機関等については、あらかじめ審査支払機関に対して、その旨を届け出ることにより、光ディスク等を用いた請求または書面による請求を行うことができる。

第1号：電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関等

第2号：システム事業者と光ディスク等を用いた請求にかかわる設備等の契約を締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関等(※今回の改正では該当なし)

第3号：改築工事中の施設または臨時の施設において診療等を行っている保険医療機関等

第4号：廃止または休止の計画を定めている保険医療機関等

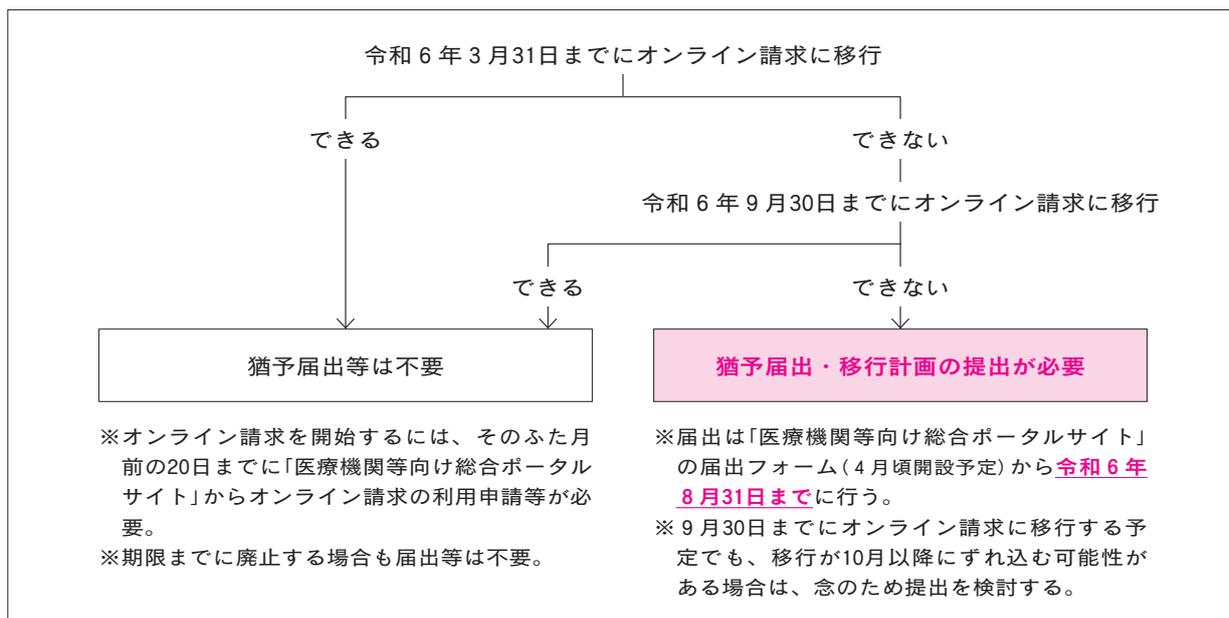
第5号：その他オンライン請求を行うことが「特に困難な事情」があると認められる保険医療機関等

届出書の様式は「様式第3号」(6頁参照)のとおりで、必要な記載を行ったうえで、都道府県の支払基金および国保連のいずれに対しても提出する必要がある。なお、第5号の「特に困難な事情」の範囲等について疑義が生じた場合には、審査支払機関を通じて厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室に照会し確認をする。

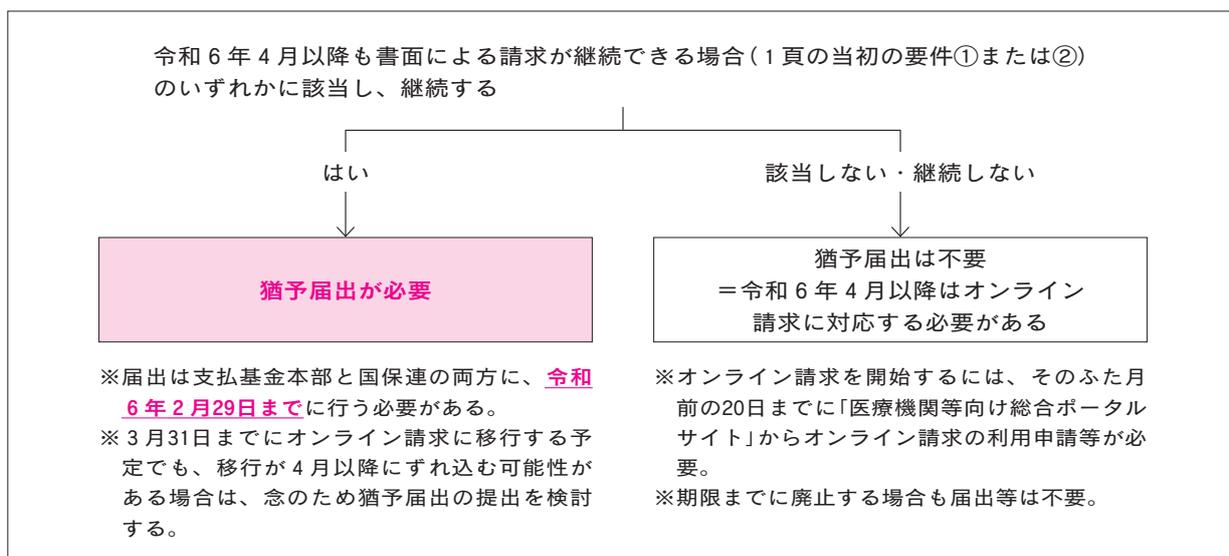
2) 届出等の確認

届出および移行計画書の記載事項等に不備がある場合には、有効な届出として取り扱われず、補正の求め等が行われる場合がある。また、仮に有効な届出がなされないまま、令和6年4月以降も書面による請求を行っている、または令和6年10月以降も光ディスク等を用いた請求を行っている場合には、審査支払機関より、オンライン請求への移行を促す連絡や速やかに届出を行うことを求める連絡がある場合があり、そうした連絡の後も依然として対応しない保険医療機関等については、時期を定めて、光ディスク等を用いた請求や書面による請求が返戻される場合がある。

光ディスク等を用いた請求を行っている歯科診療所の対応



書面による請求を行っている歯科診療所の対応



光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書
兼 オンライン請求への移行計画書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	
④ 所在地	〒	-	③ 保険機関コード
	(都道府県)		都道府県番号 点数表番号 医療機関(薬局)コード(7ケタ)

II. 届出内容

⑤ 光ディスク等を用いた請求の継続を希望する期間	西暦	年	月	日
※ 最大で届出を行った翌年の9月末まで				
※ 1年更新制であり、改めて届出・移行計画書の提出を行うことで更新可能。				

III. 移行計画

⑥ 現時点でオンライン請求に移行できない理由(ア～ウから選択)	
ア 外部委託などにより請求を行っているため、レセプトコンピュータを保有していない 外部委託先の名称 () イ オンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情(※以下から1つ選択)がある <input type="checkbox"/> 光回線のネットワークが未整備の離島・山間地域や建物に所在 <input type="checkbox"/> 改築工事中・臨時施設 <input type="checkbox"/> 休廃止に関する計画を定めている <input type="checkbox"/> その他特に困難な事情がある ウ その他 ()	
⑦ 現時点で検討しているオンライン請求を行うことができる体制の整備予定時期	
ア 本年12月末までの時期 イ 来年3月末までの時期 ウ 来年9月末までの時期 エ その他 () 例: 来年9月末までに休廃止予定であるなど	(ア～エから選択)

(⑥で「ウ. その他」を選択した場合)

⑧ レセプトコンピュータ・請求用端末の状況(ア～ウから選択)	
ア オンライン請求に対応可能(確認済み) イ 改修・調達が必要 (西暦 _____ 年 ____ 月対応予定) ウ 改修・調達の要否を確認中	
⑨ ネットワークの整備状況(ア～ウから選択)	
ア 整備済み イ 契約済み・未整備 (西暦 _____ 年 ____ 月対応予定) ウ 見積もり依頼中・検討中	
⑩ 各種届出の状況	
(1) オンライン請求の利用申請 (済み/未実施)	
(2) 電子証明書の発行申請 (済み(※)/未実施)	
※ オンライン資格確認端末から請求する場合、発行済みの電子証明書を兼用する場合を含む。	

⑪ 備考	
------	--

上記のとおり届け出ます。

西暦 _____ 年 ____ 月 ____ 日

審査支払機関 _____ 御中

開設者名 _____
 住所 〒 _____ - _____
 メールアドレス: _____

書面による請求に係る猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	
④ 所在地	〒	-	③ 保険機関コード
			<small>都道府県番号 点数表番号 医療機関(薬局)コード(7ケタ)</small>
(都道府県)			

II. 届出内容

⑤ 届出を行う内容(下記ア～ウから選択)

ア. 書面による請求の継続(レセコン未使用)
【対象】レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関・薬局

イ. 書面による請求の継続(高齢医師等)
【対象】次に掲げる保険医療機関・薬局であって、診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ次に掲げる日以前であるもの

a. レセプトコンピュータを使用している薬局 : 昭和19(1944)年4月1日

b. レセプトコンピュータを使用している医科診療所 : 昭和20(1945)年7月1日

c. レセプトコンピュータを使用している歯科診療所 又は : 昭和21(1946)年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局

ウ. 書面による請求の終了(高齢医師等非該当)
【対象】イの対象であった保険医療機関・薬局であって、生年月日がそれぞれ上記の日より後である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなったもの(届け出た月及びその翌月に限り、書面による請求が可能)
※この場合、速やかにオンライン請求利用申請と電子証明書の発行申請を行うこと。

(⑤で「イ. 書面による請求の継続(高齢医師等)」を選択した場合)

⑥ ⑤イのa～cのうち該当する類型(a～cから選択)	
⑦ 診療所・保険薬局の診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日 ※ 全員分記載。欄が足りない場合は備考欄に記載すること。	常勤人数
	西暦 年 月 日
	西暦 年 月 日
	西暦 年 月 日

⑧ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 _____ 年 ____ 月 ____ 日

審査支払機関 _____ 御中

開設者名 _____
住所 〒 _____ - _____
メールアドレス: _____

※「常勤」とは、原則として保険医療機関等において定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ保険医療機関等において定める1週間の勤務時間が32時間以上の者の就業形態を指す。

請求命令附則第4条第5項による猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	③ 保険機関コード <small>都道府県番号 点数表番号 医療機関(薬局)コード(7ケタ)</small>
④ 所在地	〒 _____ (都道府県)		

II. 届出内容

⑤ 届出を行う区分(第1号～第5号から選択)

- ・第1号: 電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関・薬局であって、当該障害が生じている間、オンライン請求ができないもの
- ・第2号: レセコンコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関・薬局であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、完了する前の間、光ディスク等を用いた請求ができないもの
- ・第3号: 改築のための工事中である施設又は臨時的施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関・薬局であって、当該施設において診療又は調剤を行っている間、オンライン請求ができないもの
- ・第4号: 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局であって、廃止又は休止までの間、オンライン請求ができないもの
- ・第5号: その他オンライン請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

⑥ ⑤の選択に応じた補足事項

・第1号	回線機能障害の理由					
・第2号	レセコン販売・リースの事業者	事業者との契約日	西暦	年	月	日
	及び電気通信事業者との契約	作業完了予定日	西暦	年	月	日
・第3号	工事又は臨時施設開始日		西暦	年	月	日
	工事又は臨時施設終了予定日		西暦	年	月	日
・第4号	廃止又は休止予定日		西暦	年	月	日
・第5号	特に困難な事情の内容					

⑦ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 _____ 年 __ 月 __ 日

審査支払機関

御中

開設者名

住所 〒 _____ - _____
メールアドレス: _____